



(号外) 独立行政法人国立印刷局

厚生年金基金解散・清算人就任関係
特殊法人等
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

省令

平成二十七年八月十三日
電波法施行規則等の一部を改正する省令

○総務省令第七十号
電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十三日

総務大臣 山本 早苗

目次

〔省令〕

- 電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務七〇）

〔告示〕

- 電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用でいる場合を定める件の一部を改正する件（総務二八〇）
- 衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件（総務二八一）
- 設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二八二）
- 携帯用位置指示無線標識の技術的条件を定める件（同二八三）

第十二条第九項の表中

衛星非常用位置指示	
無線標識	
A三X電波一二一・五MHz	及びG一B電波四〇六・〇MHz
二五MHz	、四〇六・〇二八MHz
四〇六・〇四MHz	、四〇六・〇三七MHz
四〇六・〇四MHz	又は

又は
を

衛星非常用位置指示	
無線標識	
A三X電波一二一・五MHz	及びG一B電波四〇六・〇MHz
二五MHz	、四〇六・〇二八MHz
四〇六・〇四MHz	、四〇六・〇三七MHz
四〇六・〇四MHz	又は

に改める。

第三十七条第三号中「若しくは遭難航空機」を「遭難航空機又は遭難者」に、「国若しくは」に改め、同条第十四号中「若しくは遭難航空機」を「遭難航空機若しくは遭難者」に改める。

第三十八条第一項の表八の項目業務書類の欄中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加え、同条第三項中「船上通信局」を「遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）船上通信局」に改める。

第四十一条の二の六中第二十四号を第二十五号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる、第八号の次に次の一号を加える。

裁判所
破産、免責、再生関係
諸事項

第百四十一條の二の表一の項中「搬用非常用位置指示無線標識」を「搬用位置指示無線標識、衛星非常用位置指示無線標識」に改め。。

第四十三条第一項及び別表第五号第十一項中「遭難自動通報局」のトビ「(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものと除外する。)」を削除。
(無線局免許手続規則の一部改正)

第二百四十九条 無線局免許手続規則(昭和三十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のとおり改正する。

第一条第一項中「遭難自動通報局」のトビ「(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものと除外する。)」を加へ。

第四条第一項の表十一の項中「携帯局」のトビ「遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものと除外する。)」を加へ。同表十四の項中「遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものと除外する。)」を加へ。

第五条第一項中「遭難自動通報局」のトビ「(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものと除外する。)」を加へ。

別表第一項第一の表中「100分の33.3333」や「3分の1」を含む、回表二の表、「イ及びウ」や「からオまで」に改め、ハセハセ、マの次に次のよう記入べ。

(ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分(%)	時間 分(%)
(ア) 天気予報		そのうち自社制作番組の時間
番組名	放送日時	
合計	時間 分(%)	時間 分(%)
(イ) ニュース及び天気予報以外の番組		
番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分(%)	時間 分(%)
(ロ) 総合計		
総合計(ア)+(イ)+(イ)		時間 分(%)

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの(自社以外が制作したものと含む。)について記載すること。

(注4) 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

工 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他の放送番組を受ける放送番組	合計
①完全局制 作	②制作会社 協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	100.0%

(注1) アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間(分)及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2) 自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、(注3) 添付すること。

別表第一項第一の表中「構内無線局、陸上移動局、携帯局」のトビ「遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)」を削除。回表二の表、「セシヨウ」を削除。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。

ただし、遭難自動通報局(開設又は継続開設の場合に限る。)並びに無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は、記載を要しない。

別表第一項第一の表中「希望する場合」のトビ「及び遭難自動通報局の場合は、回表二の表に記載する」と改め。回表二の表、「セシヨウ」を削除。

ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

別表第一項第一の表中「セシヨウ」を削除。

(8) 遭難自動通報局にあつては、個体識別コード及び緊急時ににおける申請者以外の2以上の者の連絡先を記載すること。

別表第一項第一の表中「特定船舶局、遭難自動通報局」のトビ「(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)」を削除。

(無線局運営規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和三十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のとおり改正する。

第八条の二第一項中「遭難自動通報局」のトビ「(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものと除外する。)」を削除。

第八十一条の二第一項及び第三項中「遭難通報」のトビ「携帯用位置指示無線標識の通報」を削除。

(無線設備規則の一部改正)

第十一条の二第一項中「航船局」のトビ「携帯用位置指示無線標識の通報」を削除。

(注1) 第十一条の二第一項中「航船局」のトビ「携帯用位置指示無線標識(規則第十八号)の一項を次のように改正する。

と。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

○	○	○	○	○	○	備設線無の二の一十二の号一一第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の二十二の号一一第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の三十二の号一一第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の四十二の号一一第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の五十二の号一一第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の六十二の号一一第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の七十二の号一一第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の八十二の号一一第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の九十二の号一一第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の号二十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の号三十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の号四十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の号五十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の号五十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の三の号五十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の号六十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の号七十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の号八十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の号九十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の二の号九十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の三の二の号九十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の三の三の号九十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の四の号九十第一項一第一条二第二
○	○	○	○	○	○	備設線無の五の号九十第一項一第一条二第二

設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行ふものに限る。）、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行ふものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

第二項第一号(二)中「故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が四十五秒になる前」を「偶発的に電波の発射が連続して行われるときは、四十五秒以内」に改め、同号(三)中「十億分の一以下」の下に「であり、かつ、直線回帰により求められた直線からのばらつきは十億分の三以下」を加え、同号(五)を次のように改める。

(五) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、別図のとおりであること。
第二項第二号内1)を次のように改める。

(一) 桜月夜　日陽白丸二ノハナ　セイヨウヒヤクニシテシテモ御住林に近合ヘタマリ一
ること。

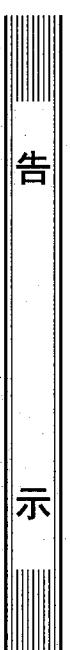
第一項第一号(大)中「最大四〇〇ms」を「四〇〇ms又は五〇〇ms」(許容偏差は、それ
ぞれ \pm 1%)に改め、同様に

$$G_5(X) = G_3(X) \cdot (1 + X^2 + X^3 + X^4)$$

を $(+)\text{ペ}-\text{ヤ}-\text{ハ}-\text{ナ}$ に改め、同項第二項四を次のように改めな。

(回) 帯域外領域における不要済身の强度の許容値は、別表を削る。

別図 帯域外領域における不要発射の強度の許容値



号に掲げる無線設備 号に掲げる無線設備	L S T I
------------------------	------------

この省令は、公布の日から施行する。

○總務省告示第二百八十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の三第五項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十三日 総務大臣 山本 早苗

○総務省告示第二百八十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十五条の第一項第五五号及び第二項第五五号並びに別表第三号の13の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百一十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

第三項、第四十五条の二
七年總務省告示第千二
を次のように改正する。
総務大臣 山本 早苗
總務大臣 山本 早苗

